

# 経済刑法と消費者の保護

木村 光江

## 一 はじめに

刑事罰は、行政罰や民事制裁と比較し、より事後的な色彩が強く、しかも被害者を直接保護するものではないとされている。しかし、近時は、刑事法においても被害者保護の観点が重視される傾向が強まり、いわゆる刑訴法等改正法（平成一二年）、被害者保護法（平成一二年）をはじめ、ストーカー規制法（平成一二年）、DV法（平成一三年）等の制定をみるに至っている。

経済刑法の領域においても、同様の傾向が見られる。すなわち、ヤミ金融業者による高金利の貸付けが恒常化している問題を受け、本年（平成一五年）七月に出資法の改正法（「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律の一部を改正する法律」）が成立した。改正出資法では、登録自体についての規制の強化、取り立て、広告等に対する規制等、より事前的規制の側面が重視されている。<sup>(1)</sup>

従来、「消費者の経済的被害が発生した後によく発動される」と批判されてきた刑事罰も、行政罰や民事制裁と並び、消費者保護につき重要な役割を担うようになってきている。特に、いわゆる悪徳商法と呼ばれる、利殖勧誘詐欺や出資法違反事件に対しては、従前より法改正を含めた動きがみられるのである。

一方、規制緩和という観点からは、逆に事前的規制から事後的規制へと重点が移ることになる。その結果、事後的制裁が中心となる刑事罰の重要性がより増大すると解される。<sup>(3)</sup>

そこで、本稿では、消費者を巻き込む重大事犯、とりわけ、いわゆる利殖勧誘詐欺事犯に関して、事前的規制、事後的規制の関係、さらに消費者保護と刑事法の役割について検討する。

筆者はこれまで、特に詐欺罪を中心とした経済犯罪につき学んできたが、大学院時代に経済刑法の領域に目を開かせて下さったのが、渋谷達紀先生であった。先生の学恩に報いるにはあまりにも拙いものであるが、本稿を渋谷先生退職記念号に掲載させて頂くこととした。

- (1) 同改正法について、奥克彦「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律の一部を改正する法律」ジュリスト一二五二号（二〇〇三年）八五頁以下参照。
- (2) 例えば、豊田商事事件においては、豊田商事が集金した二〇〇〇億円余りの内、実際に立件されたのは一三七億円に過ぎない。拙著『詐欺罪の研究』（二〇〇〇年）一三六頁参照。この点に関して神山教授は、返済能力がないことが明らかになった以降についてのみ詐欺罪の適用を認めるのでは遅すぎると指摘される。神山敏雄『経済犯罪の研究（第一巻）』（一九九一年）二七一頁以下参照。
- (3) 佐伯仁志「規制緩和と刑事法」ジュリスト一二二八号（二〇〇三年）三九頁以下参照。

## 二 利殖勧誘詐欺と詐欺罪、出資法の「預り金」処罰

不特定、多数の者に対し「高金利を保証する」などと申し向け、金員を集める行為は後を絶たない。最も新しくは、平成一五年に立件され、現在公判中（平成一五年九月現在）のジー・オーグループ事件がある。これは、いわゆる投資詐欺の一種であるが、通信販売等の事業に投資することにより資産を運用すると持ちかけ、多数の顧客から金員を集めた行為が詐欺罪で訴追されたものである。

同事件では、グループの元専務らに対する第一審判決が出され、東京地裁は、主犯格である同グループ元会長との共謀を認めた上で、「事業が詐欺であると認識しながら、報酬ほしさに加担し続けた」と認定し、会員ら一三五名から総額一三億四〇〇〇万円を騙取したとして、組織的犯罪処罰法上の詐欺罪について有罪としている。<sup>(4)</sup>

類似の事案は、これまでも多くの被害を出してきた。昭和五九年から六〇年にかけて未曾有の大規模な消費者被害を出した豊田商事事件は、いわゆる現物まがい商法の典型であったが、金地金を顧客に売却するかのような形式の契約を結びながら、金の現物は業者が預かり、顧客には契約書の紙片のみが残るというものであった。<sup>(5)</sup>

また、平成七年から九年にかけて社会問題化した「和牛預託商法」は、預託金（牛の買付け代金及び飼育委託料の名目）を支払って和牛のオーナーとなることが有利な利殖となるなどと宣伝し、業界全体で七万人余りから約一、〇〇〇億円を集めた行為が問題とされたものであった。<sup>(6)</sup> 特に重大な被害を出したS牧場、H牧場につき、それぞれ出資法違反等により立件された。

この種の事案では、まず問題とされるのが、出資法（「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」）である。出資法はその二条に「預り金の禁止」を規定し、同法二条一項は、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」と定め、銀行等の法律で定める金融機関

以外の業者が、一般大衆から金員を集める行為を禁止している。

ただ、このような事前的な規制、すなわち「預り金」を集めること自体の規制がなされる一方、実際に重大被害が生じた場合には、事後的規制としての刑法上の詐欺罪の適用が問題となる。前述のジー・オーグループ事件や、同じく有利な利殖である旨をうたって多数の者から金員を集めたオレンジ共済事件、<sup>(7)</sup> 経済革命倶楽部（KKC）事件<sup>(8)</sup>では、相次いで詐欺罪での有罪判決が出されている。また、和牛預託商法においても一部は詐欺罪で立件されている。

そこで、出資法と詐欺罪、さらには他の特別法と詐欺罪や出資法二条の罪との関係についても検討する必要がある。

- (4) 東京地判平成一五年九月五日（公刊物未登載）。
- (5) 前田雅英「豊田商事事件判決」『消費者取引判例百選』（一九九五年）九四頁参照。
- (6) 斉藤正和『出資法（改訂版）』（二〇〇〇年）二九頁参照。
- (7) 東京地判平成一二年三月二三日（判時一七一一号三四頁）。
- (8) 東京地判平成一二年五月三一日（判タ一〇五四号二七六頁）。

### 三 事前的規制—出資法の沿革

#### (1) 旧出資法の制定—保全経済会事件

出資法は、銀行等の法律上認められた金融機関以外の業者が、高額の配当を約すなどして多数の者から資金を集め、その結果倒産するなどの被害を防止するため、昭和二九年に制定された（旧出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二九年法律一九五号））。制定の契機となったのが保全経済会事件である。「一千万円が五年後には二〇〇万円に」というキャッチフレーズで約一五万人から約四五億円もの資金を集めたが、<sup>(9)</sup> 高利の配当

を支払うために新たな出資者を募るといふ自転車操業の末倒産した事案であった。

保全経済会事件については、結果的には詐欺罪の成立が認められた。<sup>(10)</sup>しかし同判決では、保全経済会の経営が極端に悪化し、利益配当はもとより出資金の返還も不可能な状態に陥った時点以降についてのみ詐欺罪の成立が認められたに過ぎず、それ以前については立件し得なかった。また、類似のヤミ金融機関が各地に多数発生し多くの被害を出したが、昭和二四年制定の旧貸金業取締法は貸金業者に限って預り金を禁じていたため、その他の業者については規制する法規がなかった。この状況を解決するために立法されたのが旧出資法であり、その基本的な目的は現在も変わっていない。

## (2) 出資法上の禁止行為

出資法上、処罰対象となる行為類型は三つに分類される。①出資金の受け入れの制限(一条)、預り金の禁止(二条)、②金融機関の役職員による浮き貸し等の禁止(三条)、そして③高金利の処罰(五条)及び金銭貸借の媒介手数料の制限(四条)である。このうち、いわゆる一般大衆を対象として、その財産を保護し、社会の信用制度や経済秩序を維持することを目的とするのが①の類型である。

一条は、出資金の受入れを制限する規定で、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払戻として出資金の全額もしくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入れをしてはならない。」と規定する。出資金が本来共同事業のために支出するものであり、事業が成功して利益が生じてはじめて出資者に金員が支払われるものであるのに、あたかも元本の保証された有利な利殖であるかのように誤解を招く方法で不特定多数の者から出資金を受け入れる行為を禁止している。

これに対し、銀行等の法律上認められた金融機関以外の業者が、その名目に関わらず預金や貯金に相当する金員を不特定多数の者から集める行為を禁じたのが、二条の預り金の禁止である。「出資金」が本来許される行為のうち、詐欺的手段を用いた場合のみが処罰の対象とされるのに対し、「預り金」の禁止は許可された者以外につき広く適用される（一条及び二条一項に該当する行為は、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金、またはこれが併科される（八条一項））。

(9) 齊藤・前掲注(6) 五頁参照。

(10) 東京地判昭和三五年三月二十九日。神山・前掲注(2) 二二〇～二二二頁参照。

#### 四 預り金の意義—出資法二条

##### (1) 出資法の規制対象

出資法二条一項は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と規定する。旧貸金業取締法（昭和二四年）が貸金業者に限っていた預り金の禁止を、一般に拡大したものであった。<sup>(11)(12)</sup>「業として」とは、<sup>(13)</sup>反復継続の意思をもって預り金をすることをいう。営利目的は必要ではない。

主体は法的に認められた金融機関以外のあらゆるものを含むので、宗教法人も当然主体となりうる。「倫蔵の宮」事件に関する最判昭和三六年九月八日（刑集一五卷八号一三一七頁）は、宗教法人主宰者らが、信徒その他の者から普通・定期積立貯金の名目で合計二五〇〇万円の預り金を受入れた行為につき、出資法二条の成立を認めた。

## (2) 預り金の意義

「預り金」とは、「不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて」、「預金、貯金又は定期積金の受け入れ」(二条二項一号)の他、「社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの」(同項二号)をいう。一定の団体・集団に属する者に限つて契約がなされた場合でも、「不特定かつ多数の者」に該当する場合がある。<sup>(15)</sup>

「預り金」の意義については、特に二号の解釈が問題となる。一般に、「預金等と同様の経済的性質を有するもの」とは、元本の返還を約する金銭の受入れで、価値ないし価格の保管をもつて主として預け人の便宜のために行われるものをいい、<sup>(14)</sup>①元本が保証され、②金銭が提供者の利便のために保管されるものであることを要する。<sup>(16)</sup>

また、二号は「社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず」に成立する。借入金・預り金いずれも元本の保証があるという意味では共通するが、預り金が金銭提供者のために行われるのに対し、借入金は受け入れた側のためになされる点が異なる。しかし、借入金名義でありながら、実質的には預金と同様、金銭提供者の利便のためになされることも多い。そのような場合も「預り金」の禁止違反に該当することを明示したのが二号である。<sup>(17)</sup>

## (3) 「預り金」と「出資金」の関係

現実には、一条違反による立件はほとんど見られず、名目が「出資金」であってもその多くは二条違反で処理されている。本来、「出資金」とは共同事業のために支出し、その事業から生ずる利益の分配に預かることを目的とする金銭をいうのであるから、<sup>(18)</sup>預金・貯金、定期預金、その他これらと同様の経済的性質を有する「預り金」とはその性質を異にする。ただ、実際に当該事業に参与しているとはいえない形態の「出資金」支出については、それを「預り

金」に該当すると解するのが従来の判例である。<sup>(19)</sup>

例えば、マンションの共同経営を仮装し、事実上「預り金」を受け入れたとして二条違反に問われたものとして、東京高判昭和五五年四月二八日（判時一〇九四号一四五頁）がある。マンション共同経営方式と称し、利殖目的の顧客から一定の金員を募集した行為が、「預り金」の禁止に当たるとされた。<sup>(20)</sup> また、株式投資の出資金名下に主婦らを対象に合計一億二七九〇万円の金員を集めた行為が、同じく「預り金」受入れに当たるとされたものとして、京都地判平成五年九月二〇日（判タ八六二号二二六頁）がある。<sup>(21)</sup>

「借入金」、「出資金」名目以外にも、「預り金」に該当する金員受入の形態としては種々のものがあり得る。札幌地判昭和五〇年一月一二日（判時八〇一号一一二頁）は、ネズミ講類似の組織である「北日本相互経済互助会」の会長・副会長が、一口五万円を払い込めば後日二回にわたり一六万円を送金する等の約束で、会員九四名から合計一八六〇万円を預かり受けた事案につき、相互扶助金名義であっても、元本額の返還を保証した「預り金」に該当するとした。

(11) 対象から除かれる「他の法律に特別の規定のある者」とは、銀行法による銀行、信用金庫法による信用金庫及び信用金庫連合会、農業協同組合法による農業協同組合、労働金庫法による労働金庫等を指す。

(12) 平成一年改正前の二条三項は、金銭の貸し付け業務を営むいわゆるノンバンクが社債の発行による貸付資金を調達する行為を禁止していたが、平成一年四月成立の「金融業者の貸付業務のための社債発行等に関する法律（平成一年法律三二号、ノンバンク社債法）」によりノンバンクについても社債の発行による貸付資金の調達が認められたのに伴い、三項は削除された。

(13) 東京高判昭和三五年一月二二日（東高刑時報一一卷一一号三〇七頁）。

(14) 芝原邦爾「出資法をめぐる法解釈上の諸問題」『香川達夫先生古稀祝賀論文集』（一九九六年）三六四頁。



(15) 福岡高判昭和三十七年七月一日(下刑集四卷七〇八号六二七頁参照)は、「佐賀県退職公務員連盟」と称する団体を組織し、その会員を対象として預り金を受入れた事案につき、二条の成立を認めた。

(16) 判例も、「元本額又はこれ以上の額を弁済期に返還することを約旨とするもの」であることを重視する(仙台高判昭和三十四年十一月二日・刑集一五卷四号七四一頁参照)。

(17) 例えば、前掲注(15)の佐賀県退職公務員連盟事件の他、名古屋高判昭和五十六年一月一六日(判夕四六二号一七一頁)も借入金名義でなされた行為が二条違反に問われたものである。

(18) 芝原邦爾「出資法と大衆の資産形成」法律時報五八卷一〇号(一九八六年)九二頁参照。

(19) 旧貸金業法に関するものであるが、最決昭和三十二年八月三〇日(刑集一〇卷八号一二九二頁)参照。

(20) 拙稿「出資法と消費者の保護」法学教室二四〇号(二〇〇〇年)一八頁参照。同旨の判決として、東京高判昭和五八年四月二八日(判時一〇九四号一四五頁)がある。

(21) 同事件は、出資法二条違反に問われたが、一部につき詐欺罪の成立も認められ、両罪は併合罪とされた。

## 五 詐欺罪と出資法及び他の特別法との関係

### (1) 詐欺罪と出資法との関係

これに対し、利殖詐欺事犯に対する詐欺罪の適用も、近時は活発になされている。前述(二参照)のように、KK事件やオレンジ共済事件は詐欺罪での有罪判決が出されている。KK事件は、特異な利殖システムを標榜して全国で一万二〇〇〇人を勧誘したもので、起訴対象だけでも一億七八〇〇万円、実際の被害総額は二七〇億を超えとみられている<sup>(22)</sup>。ただ、KK事件はそもそも出資法二条違反で強制捜査が開始されたものであった。そこで、出資法違反と詐欺罪との関係が問題となる。

両罪の関係については、それぞれの保護法益の異同を検討する必要がある。詐欺罪と出資法二条の保護法益については、詐欺罪が個人の財産を保護するものであるのに対し、出資法は業法上の規制であり、保護法益が異なるように

見えるからである。しかし、出資法制定の経緯（前述三（一））からも、二条が消費者保護の観点をも有することは明らかである。さらに、本来詐欺的手法での金員の受入を禁じた一条がほとんど機能せず、事実上広く二条で処理されてきた。<sup>(23)</sup> その意味でも二条は詐欺罪と共に、消費者保護の役割を担ってきたのである。

ただ、例えば和牛預託商法のように、当該商法のシステムが破綻する前の段階で立件された事案については、「欺罔」がないとして詐欺罪の成立が否定される余地がある。従来の実務では、運営者が「経営破綻」し、出資者に配当や元金の償還が不可能になった時点で、それを隠してさらに出資を募る行為を「欺罔」としてきたからである。前述の保全経済会事件判決（前述三（一））や豊田商事事件判決（前述二）がそうであった。<sup>(24)</sup>

もっとも、近時は、「経営破綻」を待つまでもなくそもそも出資の段階で、出資者に対し当該商法のシステムの実態につき偽れば詐欺罪の成立が認められると解する見解が有力となっている。<sup>(25)</sup> そしてオレンジ共済事件判決でも、オレンジ共済のシステムがおよそ資金運用の実体を伴わないことを前提に、詐欺罪の成立を認めている。東京地裁は、客から受入れた預り金は被告人らの借金の返済、選挙資金、生活費等への流用等に用いられており、「オレンジ共済はまさに詐欺を行うことを目的とした詐欺組織そのものである」<sup>(26)</sup> であると断じたのである。また、ジー・オーグラープ判決（前述二）でも、被告人らが「事業が詐欺であると認識していた」ことを理由に、詐欺罪の成立が認められている。

このように詐欺罪の成立がより早い時点で認められるとすると、「預り金の受入れ」行為があれば成立する出資法二条との競合関係が問題となる場面が増えるであろう。その場合には、原則として詐欺罪のみが成立すると解される。ただ、多くの被害者に対する行為の内、詐欺罪による立件が可能な部分と、出資法違反行為に留まる部分とがあり得る。その意味で、両罪はそれぞれ独立した意義を有するのである。

(2) 他の特別法と詐欺罪・出資法との関係

和牛預託商法では、子牛を販売し一定期間会社の委託牧場で飼育した後、売値の二割増しの金額で買い戻すことを条件に子牛の売買代金として金銭を受入れた行為につき、出資法二条違反とされた<sup>(27)</sup>。ただ、同種の事件が多発したことから、現物まがい商法を規制する「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」の平成九年改正において、「ほ乳類又は鳥類に属する動物であつて、人が飼育するもの」も規制の対象に含むこととされた。

同法は出資法を補完する関係にある。出資法はあくまで預金類似の金員の受入れを処罰の対象とすることから、「現物の売買」の形態を採る場合には適用が困難な場合が多い。このような出資法を僭脱するために考案されたのが現物まがい商法なのである。たしかに「預り金」概念は広いものの、敢えて出資法を僭脱するために元本保証をうたわない契約もある。そのような場合には、右のような特別法がカバーすることになる。

類似する特別法の立法目的は様々に異なり得るが、消費者の財産保護の側面を有するという意味で共通している。従って、出資法同様、特別法は、対象となる行為類型に応じた事前的規制を担うものであり、事後的規制である詐欺罪の成立が認められた場合には、これに吸収して評価されることになろう。

(22) 朝日新聞平成九年三月一八日朝刊。

(23) 京藤哲久「出資法の預り金・出資金規制について」『西原春夫先生古稀祝賀論文集第三卷』（一九九八年）三四七頁。

(24) 前田・前掲注(5) 九四頁参照。

(25) 例えば平成四年の客殺し商法事件判決（最決平成四年二月一八日・刑集四六卷二号一頁）。拙著・前掲注(2) 二三〇頁以下参照。

(26) 本件は、平成一三年六月に最高裁で詐欺罪の有罪が確定している。

(27) 名古屋地判昭和六〇年二月二七日（警察公論四一巻五号五二頁参照）。

## 六 消費者被害に対する刑事法規制の課題

## (1) 事前か事後か

昨今の超低金利状況が長期化するに伴い、ますます高金利をうたう悪質金融事犯が出現しやすい状況となっている。靈感商法や宗教がらみの詐欺事犯のように、宗教が「集金」のための隠れ蓑に過ぎないと評価されるような事案については、出資法違反、さらには詐欺罪が成立する。<sup>(28)</sup> 出資法は詐欺罪と比較し、相対的には「損害」を厳密に考慮する必要性が小さく、悪質経済事犯をその入り口で取り締まるのに適した法律といえる。しかも、法定刑も行政刑罰法規にしては重く、三年以下の懲役、三〇〇万円以下の罰金とされ、併科も可能である(八条)。解釈上議論となり得る「預り金」についても、判例は一貫して広く解してきた。

他方、豊田商事事件に代表される現物まがい商法に対処するために「特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六一年)」<sup>(29)</sup>が制定され、また、投資ジャーナル事件のような悪質投資顧問商法については「有価証券に掛かる投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六一年)」が作られた。さらに、ネズミ講やマルチ商法については、「無限連鎖講の防止に関する法律」や訪問販売法の規制を受ける。

これらの個々の特別立法は、いわば新手の詐欺まがい商法が登場した後に、その後類似の行為態様が出現するのを防止する機能を持つ。これに対し、出資法はより広く「銀行まがい」の金融事犯につき、消費者の財産を保護する一般法として機能する。そしてさらにその後、事後的規制としての詐欺罪が、経済犯罪の一般法として存在すると解される。

まさに、出資法を代表とする特別法が事前的規制、詐欺罪を中心とする一般刑法が事後的規制を担うという役割分担が認められるのである。そして、この両者は、事案に応じてそれぞれが有効に機能するものであり、いずれかです

べてが処理されるものではない。

## (2) 規模の拡大への対応

さらに、現在係属中のジー・オー事件では、単なる詐欺罪ではなく、組織犯罪処罰法による立件がなされている。

組織的犯罪処罰法（「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、平成十一年）は、「組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な影響を与える」（同法一条）ことから、これを防止するために、組織的に行われた一定の犯罪について、刑法上の刑の引き上げ、収益の没収・追徴、疑わしい取引の届け出等を規定するものである。<sup>(30)</sup>そして、同法三条は、本法が適用される刑法上の犯罪を定め、賭博罪、殺人罪、逮捕・監禁罪、強要罪、身の代金目的拐取罪、信用毀損・業務妨害、恐喝、建造物損壊と並び、詐欺罪もその中に含まれる（三条一項九号）。本法の「組織的犯罪」に該当するためには、「団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう）」として、「当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われる」ことが必要である（同法三条一項）。そして、組織による犯罪と認定された場合に、詐欺罪についてはその法定刑が一年以上の有期懲役に引き上げられる（同項九号）。

事前的な処罰の拡大という意味では、特別法が重要な意義を持つ。しかし、従来社会問題化してきた大規模な消費者詐欺事件に対して、その規模を捉えた処罰が十分ではなかった。組織犯罪処罰法は、この規模についての処罰拡大の武器となり得るものである。

(28) 拙稿「宗教活動と詐欺罪」研修六二五号(二〇〇〇年)三頁以下参照。

(29) 東京地判昭和六二年九月八日(判時一二六九号三頁)。株式買付け資金の融資、株式の売買、その取次を仮装して、株式投資家から買付資金等名下に多額の現金、株券等を騙取した事案であった。拙著・前掲注(2)二四二頁参照。

(30) 同法は、組織的な犯罪処罰に対する諸立法の一部として制定された。同時に制定された組織的犯罪対策立法として、この他、「犯罪査のための通信傍受に関する法律」(平成十一年)等がある。

## 七 まとめにかえて

利殖詐欺事件については、刑事法以外の分野でも、動きがある。民事的規制については金融表品販売法や消費者契約法等の新たな立法がなされた<sup>(31)</sup>。また特別刑法の領域でも、出資法について届出や広告・取立行為の規制等の改正が実施された(前述一参照)。さらに、特別法の領域でも新たな行為類型が処罰対象として規制されてきた(前述六(1)参照)。これらは、いずれも事前的規制の強化につながる動きである。

そして、事後的規制の領域でも、利殖詐欺事案についての詐欺罪の適用の拡大が見られる。さらに組織犯罪処罰法による大規模被害への対応も図られ、事後的規制も、単純な詐欺罪の適用以外に、より犯罪実態に即した対応が可能となっている。

このように、利殖詐欺事犯についても、いわば時間という縦軸と、規模という横軸を、それぞれ踏まえた処罰、さらに他の法領域による規制も併せて、重疊的な法規制がかけられている。

今後も、各法規、各犯罪類型がどのように役割分担するのかが課題となるが、その際には、刑罰がより効果的なのか、民事制裁、行政罰が有効なのかを含めて、検討する必要があるだろう。そして、従来の事例において発生した被害の重大性からみて、刑事罰の役割も決して小さくないことを認識すべきである。

(31) 「金融表品の犯罪等に関する法律」(平成二二年)、 「消費者契約法」(平成二二年)。前者につき、大前恵一朗「金融商品の販売等に関する法律の概要について」ジュリスト一一八五号(二〇〇〇年)六一頁以下。